生活に困っている、しかしどこに相談したらいいかわからない！

お困りごとをサポートする情報がいっぱい！

生活支援ガイド

IPP

あしたに つなげる 一歩

2015➡2016 冬 | 札幌版 |

反貧困ネット北海道

反-貧困
ANTI-POVERTY CAMPAIGN

生活支援ガイド IPPO

2015-2016 冬 札幌版
反貧困ネット北海道

今、住むところも、
お金もない! という
緊急事態になっている。
路上脱出ガイド
……P3〜

頼る人がいない…。
誰かに話を聞いて
もらえたら…。
民間支援団体ガイド
……P8〜

なんとか生活を
立て直したい…
どうしたらいいの?
札幌市の支援事業ガイド
……P13〜

国が行なっている
支援には
どんなものがあるの?
公的支援ガイド
……P16〜

労働問題、借金、
シングルの子育ての悩み、
DVなどなど。
くらしの支援ガイド
……P23〜

ハローワーク、
区役所などの一覧。
問合せ先ガイド
……P40〜

団体名・制度名インデックス

●勤医協札幌病院……4
●勤医協中央病院……4
●勤医協札幌西区病院……4
●ハンド・イン・ハンド……5
●みなずき会……6
●ホームレス救護施設就労支援入所事業……7
●自立支援事業所ベトサダ……9
●なんもさサポート……9
●ホームレス支援北海道ネットワーク……10
●コミュニティハウス「れおん」……10
●NPO法人みんなの広場……10
●北海道の労働と福祉を考える会……10
●雇用・くらし・SOSネットワーク……11
●北海道生活と健康を守る会連合会……11
●生活相談サポートセンター……11
●ビッグイシューさっぽろ……11
●北海道ライフサポートセンター……12
●札幌市生活就労支援センターステップ……14
●札幌市ホームレス相談支援センターJOIN(ジョイン)……15
●臨時特例つなぎ資金貸付事業……17
●応急援護資金……17
●生活福祉資金貸付制度……18
●求職者支援制度……19
●生活保護……20
●国民年金保険料免除・納付猶予制度……24
●北海道難病連……25
●成年後見センター・リーガルサポート札幌支部……25
●北海道社会福祉士会 ぱあとなあ北海道……26
●日本労働弁護団北海道ブロック「労働相談ホットライン」……27
●札幌弁護士会 雇用トラブル相談センター……28
●道労連「労働相談ホットライン」……28
●札幌地域労組……28
●連合北海道「労働相談」……28
●札幌学生ユニオン……28
●北海道ウイメンズ・ユニオン……28・36
●札幌弁護士会法律相談センター……29
●札幌司法書士会法律相談センター……29
●法テラス札幌……29
●よりそいホットライン……30
●DPI北海道ブロック会議……31
●札幌市社会福祉協議会……33
●北海道高齢者総合相談・虐待防止センター……33
●札幌市男女共同参画センター……35
●北海道立女性相談援助センター……36
●札幌市配偶者暴力相談センター……36
●女のスペース・おん……36
●しんぐるまざあず・ふぉーらむ北海道……37
●女性サポートAsyl(あじーる)……38
●札幌市ひとり親家庭支援センター……39
●奨学金の相談「インクル」……39

お困りごと相談先 早わかり! インデックス

お金がなくて医療が受けられない方	P4
住むところがなく、食事に困っている方	P5·6
住むところがなく、すぐにでも屋根の下で生活したい方	P9
住むところがない、生活に困っているなどの相談にのってほしい方	P10~12
住まいを失った方、または失うおそれのある方	P15
仕事がみつからず生活が苦しいなどの相談をしたい方	P14
生活のために、お金を借りたい方	P17·18
生活が困窮しており、保険料の減免を受けたい方	P24
生活が困窮しており、生活保護を利用したい方	P20~22
仕事の問題で相談したい方	P27·28·36
難病をお持ちの方	P25
生活に必要な金銭管理や契約等で支援が必要な方	P25·26
借金を抱えている方	P29
性別で様々な悩みを抱えている方	P35
DV被害や職場でのセクハラ、パワハラなどで苦しんでいる女性の方	P36
一人親世帯で生活に困っている方	P37~39
奨学金の返済に困っている方	P39
電話でいろいろな悩みを相談したい方	P30
虐待について相談したい方	P31~34
どこに相談したらいいかわからない場合は『反貧困ネット北海道』へ	裏表紙

ろじょうだっしゅつ

路上脱出ガイド

今あなたが、自分の住まいがなく
路上で過ごしていたり
ネットカフェに泊っていたり
知り合いの家を転々として過ごしている。
お金もなくて、病気も抱えている。
そんな緊急の状態を
一歩“脱出”するための手がかりです。

すぐに相談しましょう。

救急車 ☎119

◎急病の場合は救急車を呼びましょう。

◎お金がなくて病院に行けない場合に無料または低額で診療を受けられる制度があります。

無料、または低額な料金で診療を行う『無料低額診療制度』という事業があります。北海道勤医協病院では「保険証がない」「病院に行きたいがお金がない」という方の相談に応じています。

☎電話で相談することもできます。

各勤医協病院の「医療福祉課」へおたずねください。また、北海道勤医協の他の病院・診療所でも相談を受け付けています。

勤医協札幌病院	☎011-811-2246 白石区菊水4-1
勤医協中央病院	☎011-782-9111 東区東苗穂5条1丁目
勤医協札幌西区病院	☎011-663-5711 西区西町北19丁目

NPO法人 ハンド・イン・ハンド

☎011-272-0603

日曜日
炊き出しを行っています。

週1回
毎週開催

日時 毎週日曜日（10:30〜）

場所 中央区南2条西8丁目
マナチャペル（MANNA CHAPEL）2階

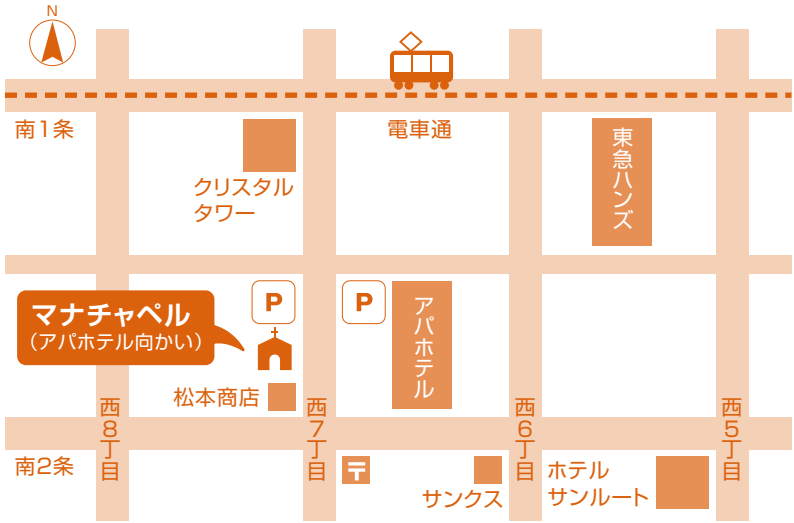

こんな活動をしています！

①生活支援（食事提供、生活支援物資の配布）
②住宅の紹介（生活保護申請の同伴）
③生活・健康相談

みなずき会

☎011-682-8317（松井）

水曜日と金曜日 炊き出しを行っています。

週2回 毎週開催

日時 毎週水曜日、金曜日
（13:40～14:30）

場所 中央区北1条東6丁目
（サッポロファクトリー東側）

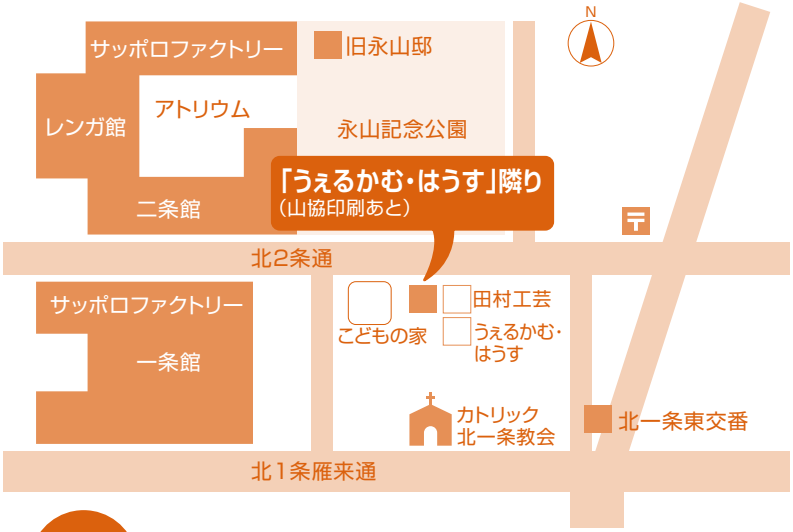

こんな活動をしています！

衣類や靴、その他タオル、
ハブラシなどの日用品、
寒い季節にはカイロの配布も行っています。

ホームレス救護施設就労支援入所事業

仕事を探したいのに住所がない。
そんな時、施設に入居して
就職活動をするための支援の制度です。

『ホームレス救護施設就労支援入所事業』とは、働く意欲はあっても何らかの理由により、ホームレスの状態なっている方に、生活保護を受給しながら救護施設に入所、就職活動を行ってもらい、それを支援していく事業です。札幌市には『札幌明啓院』という施設があります。

救護施設　札幌明啓院

入所定員は8名で、専任の相談員もいます。3ヶ月という限られた期間の中で、求職活動を行い、就労し、退所することを目指しています。

●入所について

入所は、生活保護の受給要件を満たしていることが条件となります。そのため、福祉事務所で相談などを行い、この事業での入所が可能かどうか、福祉事務所が判断します。そのうえで、施設の職員とも面接していただきます。

◎ご相談は各区役所の福祉事務所へ

41P

みんかんしえんだんたい

民間支援団体ガイド

路上生活になってしまった人や
生活に困った人のための
サポート活動している
ボランティア団体があります。
炊き出しや、相談会などの 開催もあります。
困ったときは声をかけてみてください。

NPO法人　自立支援事業所ベトサダ

☎011-716-5130

札幌市北区北21条西2丁目1-3

●メールアドレス　administrator@nanmosa.co.jp

●ホームページ　http://www.npo-bethesda.com/

ひとりでも多く一日も早く路上から脱出して住まいを確保し生活をしていただけるように、支援をしています。ホームページ〈ベトサダ〉もごらんください。生活保護を受けないで、いま、心も身体も健康を回復し就労できて自立しています。ベトサダは無償で支援します。〈助けられる人から助ける人〉になるように関係づくりを大事にしています。24時間の対応をしています。

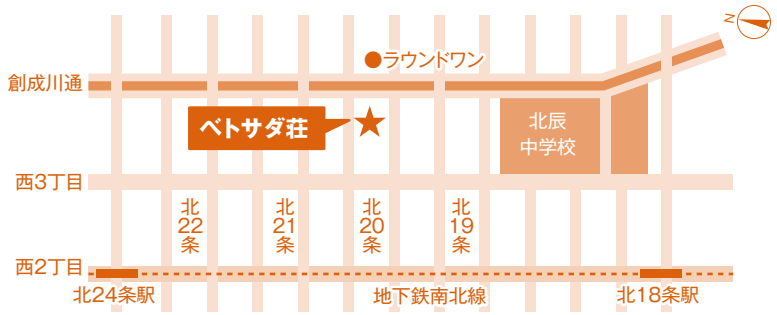

なんもさサポート

☎011-757-2920　Fax.011-788-3960

札幌市北区北23条西5丁目1-18　Dioビル4F

●メールアドレス　administrator@nanmosa.co.jp

●ホームページ　http://www.nanmosa.co.jp

脱路上した人たちが再路上しないように借り上げてあるアパートに入居してもらい生活、心のケア。コミュニティスペース「あそびば」の運営。生活困窮者の方々の保護、自立支援、就労支援などの相談を行っています。

ホームレス支援北海道ネットワーク

☎011-299-7284

●メールアドレス　master@homeless-hokkaido.net

暴力や家族との不和、メンタルヘルスの問題など様々な理由で居場所を失ってしまった女性たちに対して緊急避難できる女性専用シェルターを開設しています。必要であればまずはゆっくり休んでいただき、これからのことについてスタッフと相談しながら考えてもらいます。住む部屋のこと、仕事のこと、家族や人間関係のことなど、不安に寄り添いながらサポートしていきます。メール、お電話とも24時間受付しています。

コミュニティハウス「れおん」（NPO法人コミュニティワーク研究実践センター）

☎011-676-9533

●メールアドレス　kizunaspot2012@yahoo.co.jp

共同生活型のシェルターを設置し、一人一人に合わせた自立に必要なサポートをお手伝いしています。「生活に困っている」「もう食べるものがない」「相談する人がいない」等様々な困りごとを一緒に解決するお手伝いとして、巡回相談や生活保護申請・病院・福祉施設への同行等を行っています。必要に応じて訪問することも可能です。

NPO法人 みんなの広場

☎011-726-5020

路上生活者や住む場所がない人の緊急一時宿泊所（シェルター）を設置し、生活相談活動、障害者地域活動支援センター、高齢者・障害者に対する生活支援を行っています。社会復帰できるようになるまで絆をつくって支援しています。

北海道の労働と福祉を考える会

☎090-7515-8393

●メールアドレス　info@roufuku.org　●ホームページ　http://www.roufuku.org/

●夜　回　り／毎月第1、2、3、5土曜日（19時～21時）（札幌駅周辺、大通周辺など）

●炊き出し／年3～4回程度

◎生活保護申請の同伴（どうはん）、病院受診の同伴もしています。

雇用・くらし・SOSネットワーク

☎0800-080-0058

●メールアドレス　shahokyo@dominiren.gr.jp

労働、医療、生活、生活保護などについての電話相談。街頭相談会の開催。

北海道生活と健康を守る会連合会

☎011-736-1722

生活保護・国民健康保険・介護・医療・税金など、くらしにかかわる相談を受けつけています。

NPO法人　生活相談サポートセンター

☎080-3296-2708　☎011-215-5207

●メールアドレス　seikatusapout@yahoo.co.jp

●ホームページ　http://www.icfire.com/seikatusapout/

札幌市西区山の手4条1丁目1-28

生活が苦しい方、心や人生に悩みのある方、障がいをお持ちの方等への面談による相談およびサポート活動を行っています。無償で何回でも相談に応じ、話をよくお聞きしたうえで、問題点を整理し、サポートしています。
また、障がい者の就労支援事業所「ホープ」、家でこもりがちな方の「なごみの会」等の活動も行っています。

ビッグイシューさっぽろ

☎080-4040-1914

●メールアドレス　big.issue.sapporo@gmail.com

ホームレス状態の方だけが販売することができる雑誌「ビッグイシュー日本版」があります。販売者登録を行なえば、雑誌販売の仕事ができます。
月2回発行。**1冊170円で仕入れて350円で販売し、180円が収入になります。**販売の経験がなくても、身分証がなくても登録ができます。
詳しくは電話・メールで連絡をしてください。

北海道ライフサポートセンター（略称:HLS）

●ホームページ **http://www.hlsc.jp**

◎ホームページ上に相談フォームがありますので、ご利用ください。

北海道ライフサポートセンターは、「助け合い」「支え合う」社会的基盤を再構築し、すべての働く者の「拠り所」として様々な生活支援を行うことにより、働きがいと生きがいのある地域社会の創造をめざしています。
このため、「地域に根ざす」「生涯支援」「信頼と協働のネットワーク」「少ない負担で大きな還元」を基本コンセプトとして、●しごと・生活に関するサポート●暮らし・家計に関するサポート●人生・生きがいに関するサポート、その他、目的を達成するために必要な活動及び事業を行います。

電話相談

お気軽にご相談ください。

無料直通

「暮らしなんでも相談室」 0120-783-000

携帯電話・PHS ☎011-242-5566

受付／月～金（平日） 午前10:00～17:00

FAX・メール相談

24時間受付

FAX.011-242-6633

◎メールはホームページのフォームより送信してください。

お名前（必須）・ふりがな（必須）・FAX番号（必須）・相談内容（必須）・年齢・性別・郵便番号・北海道ライフサポートセンターをどこでお知りになったか以上を記入し、FAXしてください。3相談日以内にこちらからFAX・メールにて送信致します。

面　談

要予約

事前予約が必要です。
上記の相談受付にて面談を予約してください。

札幌市の支援事業ガイド

困りごとの解決のお手伝いや
就労に向けたさまざまな支援をいたします。
どうしたらいいか分からないときは
先ずはお電話でお気軽にご相談ください。

札幌市生活就労支援センター　ステップ

生活困窮者自立支援法に基づき札幌市が設置した、生活にお困りの方のための相談窓口です。さまざまな理由により仕事や生活に困りごとを抱えている方の相談を受け付け、経済的な自立に向けた就労支援を中心に、一人ひとりの状況に合わせた支援を行います。（相談無料･秘密厳守）

対象者について

札幌市内にお住まいで、失業などで生活にお困りの方、失業のほかに、心身の不調や借金、人間関係などでお困りの方は、ステップにご相談ください。
※生活保護を受けている方は対象としていません。

支援の内容

●あなたの困りごとの解決をお手伝いします。
●就労に向けたさまざまな支援を行います。
●住居確保給付金を支給します。
※住居確保給付金を受けるには、ステップの利用申込が必要です。また、収入や資産、就職活動などの要件があります。

◎支援の内容について、詳しくは、ステップへお問い合わせください。

FAX･メール相談

☎011-221-1766　FAX.011-221-1767
〒060-0042　札幌市中央区大通西6丁目10番地 大通公園ビル8階
●受付時間　平日9:00～17:00
●メールアドレス　step-sapporo@career-bank.co.jp

札幌市ホームレス相談支援センター　JOIN（ジョイン）

札幌市ホームレス相談支援センターJOINでは、札幌市内で住む場所に困っている方に対しお困りの状況をお聞きし、個々の状況や課題に応じて緊急一時的な宿泊場所の提供や、その方に必要な社会資源にお繋ぎするなどのお手伝いを行っております。行き場がないなど、どうしたらいいかわからないという方は、まずはお電話でお気軽にご相談ください。

利用条件

◎対　　象／札幌市内で居所を失った方、又は失う恐れのある方
　　（※但し生活保護受給中の方は除く）
◎利 用 料／無料
◎利用期間／原則3か月
◎主な支援内容／宿泊場所･衣食の提供･生活支援
※資産収入には一定の要件があります。

電話相談

●総合相談窓口　0120-887-860
●各機関からの問い合わせ　☎011-299-7735
●メールアドレス　info@join-sapporo.net
●ホームページ　http://www.join-sapporo.net/

〒001-0022 札幌市北区北22条西5丁目2-32 第11松井ビル 2-A
相談受付／月～金
開館時間／12:00~20:00

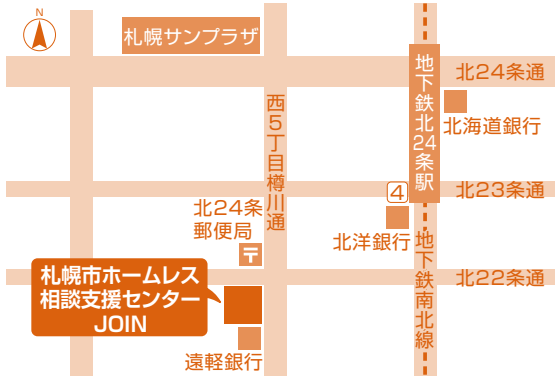

こうてきしえん

公的支援ガイド

「職を失ってしまって家賃が払えない！」
「仕事が見つかるまでの生活費を工面したい」
「仕事を探したいのに住所がない…」
そんな場合に使える、行政制度を紹介します。

収入がなくなり、給付金を待つ間の生活資金が必要なとき

臨時特例つなぎ資金貸付事業

●問合せ／各区の社会福祉協議会……41P

利用できる方

住居のない離職者で、次のいずれの条件にも該当する方

①離職者を支援する公的給付制度（失業等給付、住宅手当等）、公的貸付制度（就職安定資金融資等）の申請を受理されており、当該給付等の開始までの生活に困窮していること

②貸付けを受けようとする方の名義の金融機関の口座を持っていること

貸付条件

◎貸付上限額／10万円以内　◎連帯保証人／不要　◎貸付金利子／無利子

自立した生活のための、一時的な資金が必要なとき

応急援護資金

●問合せ／各区社会福祉協議会……41P

利用できる方

応急援護資金は、次の要件のすべてに該当する方が対象となります。

①低所得世帯の方。

②生活保護世帯の方。

貸付条件

◎貸付限度額／1世帯100,000円まで

◎連帯保証人／必要

◎調査意見書／必要（低所得世帯：担当民生員、生活保護世帯：区保健福祉部長）

◎返済／貸付日の翌月から均等月賦

◎使途／●お子さまの学校の就学に係る経費

●世帯主またはご家族の就職または技能習得などに関する経費

●世帯主またはご家族の負傷または疾病の療養などに関する経費

●災害により被災した世帯主またはご家族の自立に係る経費

自立した生活のための、一時的な資金が必要なとき

生活福祉資金貸付制度

●問合せ／お住まいの地域の社会福祉協議会……41P

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯の経済的自立と生活意欲の促進を図るため、審査のうえで必要な資金をお貸しすることができる制度です。

利用できる方

①低所得世帯／必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）
②障害者世帯／身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯
③高齢者世帯／65歳以上の高齢者の属する世帯

貸付資金の種類

貸付条件などは社会福祉協議会にお問い合わせください。

●総合支援資金　●福祉資金
●教育支援資金　●不動産担保型生活資金

※連帯保証人
原則として連帯保証人を必要としますが、連帯保証人を立てない場合でも貸付を受けることができます。

貸付金利子

●連帯保証人を立てる場合は無利子
●連帯保証人を立てない場合は年1.5%

※緊急小口資金、教育支援資金は無利子
不動産担保型生活資金は年3%又は
長期プライムレートのいずれか低い利率

雇用保険の受給ができない人のための就労支援

求職者支援制度

●問合せ／ハローワーク……40P

雇用保険を受給できない求職者に職業訓練によるスキルアップで早期就職を支援する制度です。職業訓練期間中に給付金のサポートを受けられる場合もあります。

求職者支援制度の内容

①「求職者支援訓練」又は「公共職業訓練」を受講できます。
※原則として、受講料は無料、テキスト等は自己負担です。

②訓練期間中及び訓練終了後も、ハローワークが積極的な就職支援を行います。

③一定の要件を満たす方に「職業訓練受講給付金」を支給します。

求職者支援制度の対象となる方

雇用保険に加入できなかった方、雇用保険受給中に再就職できないまま支給終了した方、雇用保険の加入期間が足りずに雇用保険を受けられない方、自営廃業者の方、学卒未就職者の方など。

※これらの方を含み、求職者支援制度の支援対象者を「特定求職者」といいます。

職業訓練受講給付金の概要

ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練等を受講する方が、一定の条件を満たす場合に「職業訓練受講給付金」が支給されます。

◎支給額　●職業訓練受給手当／月額10万円
　　●通所手当／通所経路に応じた所定の額（上限額あり）

◎支給要件についてはハローワークにお問い合わせください。

求職者支援資金融資のご案内

職業訓練受給給付金を受給できる方で、職業訓練受給給付金だけでは生活費が不足する方は、希望に応じて労働金庫（ろうきん）の貸付制度を利用することができます（要返済。返済免除はありません）。貸付の上限額は、同居又は生計を一にする別居の配偶者がいる方は月10万円、それ以外の方は月5万円です。

すべての国民に与えられている、生きるための保障

生活保護

●問合せ／各区役所の福祉事務所……40P

「職を失ってしまい、次の仕事が見つからない」「所持金がつきてしまった」「住むところがなくなった」「誰にも頼れない」…。自分の力だけではどうしようもなく困った状態になったとき、国が最低限度の生活を保障する制度、それが「生活保護」です。「住所がないから」「まだ若いから」あるいは「時々なら仕事があるから」申請できないとあきらめていませんか?国が定めた「最低生活費」よりも収入が少なく、所持金や貯金もわずかであれば、生活保護は利用できます。生活保護は大事なセーフティネットです。正しい知識を学んで、明日につなげましょう。

2015年度・札幌市の最低生活費の例

1ヶ月の収入が下記の最低生活費より少ない場合
その差額分が生活保護費として支給されます。

38歳単身者の場合

●5月～9月
111,840円

●10月～4月（冬季加算）
124,380円

母子3人世帯の場合

●5月～9月
234,930円

●10月～4月（冬季加算）
255,160円

母（32歳）
子（9歳）
子（4歳）

生活保護は大事なセーフティネットです。
困っているときは、係の人に
しっかりと「申請したい意志」を伝えましょう。

生活保護を希望する場合は、区役所の福祉事務所（保護課）で担当者と相談して申請用紙に記入して申し込みます。

申請用紙がない場合でも大丈夫です。下記の5点を紙に書いて福祉事務所（保護課）に提出してください。

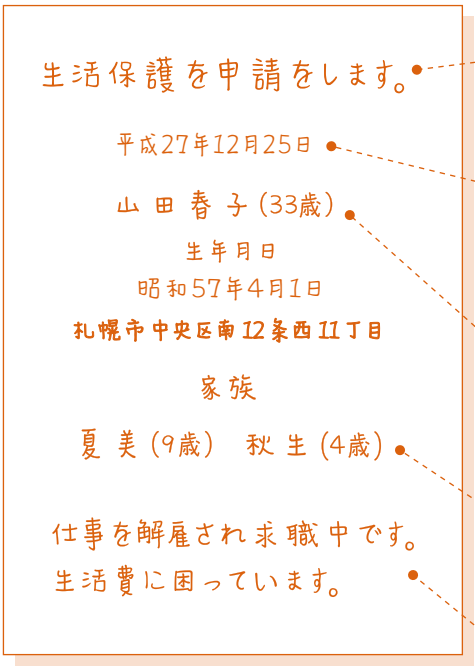

1. 「生活保護を申請します。」という文章
2. 提出する日の日付
3. 名前・生年月日
   住所
   ※住まいがない場合は書かなくても申請できます。
4. 家族構成
5. 申請する理由
   ※簡単な文章で大丈夫です。

◎用意できる場合は持ってゆきましょう。

- ●銀行等の預金通帳
- ●印鑑
- ●保険証
- ●アパートの賃貸契約書
- ●年金手帳
- ●給与の明細書
- ●生命保険の証書
- ●手当などを受給している場合は金額が解るもの

◎生活保護について、正しく知りましょう。

ネットカフェに泊っていて住所がないんだけど…

生活保護は、住所がなくても利用の申請はできます。申請中に住居を探します。なお、救護施設等の福祉施設の利用もできます。

家を持っていて少しだけ貯金があるのだけど…

生活保護は、家があっても、また少額であれば貯蓄や生活費があっても、利用できます。

親はいるけれど頼るのはむずかしいなぁ

家族がいても、十分な援助してもらえない場合、生活保護は利用できます。家族の援助は、生活保護の利用の絶対条件ではありません。

年金はもらっているけれど、生活が苦しいなぁ…

老齢年金や障害年金などがあっても生活保護は利用できます。年金などで生活費が足りない分が生活保護で支給されます。

申請がしたいです!

申請をしたい場合は、しっかりと「申請をしたい」と伝えてください。所得等の様々な調査は、申請の後に行われます。

8P～

生活保護申請のサポートを行っている団体もありますので、困ったときは相談してください。

くらしの支援ガイド

生活にとても困っていて、お金の悩みを抱えている…
リストラ、パワハラなど、仕事のことで大変…
シングルマザーの孤独を相談できたら…。
そんな状況をフォローする
サポート制度や活動団体、
法的なトラブルなどを
相談できる窓口などを紹介します。

国民年金保険料免除・納付猶予申請

●問合せ／各区役所保険年金課年金係……40P

申請免除（全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除）

申請者本人とその配偶者および世帯主の所得が少ないなど納付が困難なときに、申請して承認を受けることにより、申請者本人の保険料の全額または一部が免除される制度です。

■対象となる方

①本人とその配偶者および世帯主がそれぞれ以下のいずれかに該当するとき
- ●審査対象となる年の所得が免除の種類によって定められている基準額以下である
- ●地方税法に定める障害者または寡婦で、所得が125万円以下である
- ●失業や天災などの被害にあわれるなど特別な事情に該当するとき

②免除申請者本人またはその世帯の方が、生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けているとき

③申請者本人が特別障害給付金を受けているとき

若年者納付猶予

世帯主の方の所得によって申請免除に該当しない30歳未満の方について、申請して承認を受けることにより、申請者本人の保険料の納付が猶予される制度です。

■対象となる方

◎30歳未満である申請者本人とその配偶者がそれぞれ以下のいずれかに該当するとき
- ●審査対象となる年の所得が免除の種類によって定められている以下である
- ●地方税法に定める障害者または寡婦で、所得が125万円以下である
- ●失業や天災などの被害にあわれるなど特別な事情に該当するとき

※学生の方は免除･猶予の申請はできません。「学生納付特例制度」をご利用ください。

◎詳しくは上記受付窓口または保健福祉局保険医療部保険企画課

☎**011-211-2944**にお問合せください。

難病支援の制度に関するサポート

一般財団法人　北海道難病連

☎011-512-3233　Fax.011-512-4807

〒064-8506　札幌市中央区南4条西10丁目　北海道難病センター

受 付　月曜～金曜（10：00～17：00）（土曜・日曜・祝日は休み）

◎来所相談や宿泊をご希望の場合には事前にお電話をください。

療養生活や医療・福祉制度・年金・住宅改造・福祉機器などに関する相談と資料のご紹介などを行っています。電話や手紙での相談や直接お会いしての相談も行っています。

また宿泊室（1泊素泊まり2,000円～）のご利用も可能です。

さまざまな判断にサポートが必要な方への支援

公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート札幌支部

☎ Fax.011-280-7078（事務局）

リーガルサポートさっぽろでは、成年後見に関するご相談について無料電話相談を実施しています。お気軽にお問い合わせください。

相談専用電話　☎011-280-7077

■実施日／毎週月曜日～金曜日

■時　間／ひる12時～午後15時

■相談料／電話でのご相談は無料です。

後日相談員が出向く場合は交通費をいただきます。

さまざまな判断にサポートが必要な方への支援

北海道社会福祉士会　ぱあとなあ北海道

●ホームページ
http://www.hokkaido-csw.or.jp/partner.html

「成年後見制度」についての相談窓口です。

成年後見制度は、高齢や障がいなどにより、判断能力が不十分な方々が、悪徳商法の被害にあったり、相続、売買などの法律問題にであったりした時、不利益をこうむらないように保護し、支援する制度です。みなさまやご家族、お知り合いの方で、生活や財産管理に何かご心配なことがあれば、お気軽にご相談ください。

電話・FAX・メールにて相談を受け付けています。
面談での相談もできます。

■毎週月曜～金曜　（年末・年始、祝祭日は除く）

■午前／9:30～12:00　　午後／13:00～16:30

☎011-213-1313 Fax.011-213-1314
●メールアドレス　info@hokkaido-csw.or.jp

■相談場所／北海道社会福祉士会 事務局
〒060-0002　札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2.7　4階

■相談料金／◎電話・来所相談　無料
◎訪問相談　一時間2000円＋交通費実費

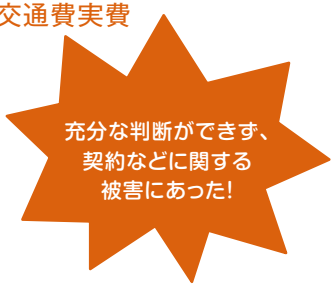

仕事に関することで、困った状態にあっている場合

労働問題の相談

あなたの職場の問題、雇用に関して、労働条件や雇用問題、職場環境問題などどんな事でも相談にのってもらえるのが労働組合です。
ひとりで悩まず相談しましょう。

これだけは知っておきましょう!

◎正当な理由のない解雇は、すべて「無効」です。
◎6ヶ月以上働けば誰にでも年次有給休暇をもらう権利があります。
◎北海道の最低賃金は「時給764円」です。
◎パートやアルバイトなども社会保険や雇用保険に入れます。
　社会保険は常勤労働者の3/4（6時間）以上の労働時間であれば加入を義務付けられています。
　雇用保険は31日以上の雇用の見込みがある場合は加入対象となります。
◎休日は週1日または4週間に4日以上、休憩時間も法律で決まっています。
◎サービス残業は違法です。

相談内容例

- ●解雇にかかわる問題
- ●労働条件の明示義務
- ●労働契約期間
- ●賃金支払いと一部控除・最低賃金・割増賃金
- ●労働時間・残業手当
- ●休日代休・年次有給休暇
- ●退職金・一時金
- ●倒産等による未払賃金およびその立替払
- ●派遣労働者
- ●労災保険
- ●パートの雇用保険・社会保険・税金
- ●育児休業・介護休業
- ●セクハラ・パワハラ 等

労働問題の相談先

日本労働弁護団北海道ブロック「労働相談ホットライン」
☎011-261-9099
■相談日／毎週火曜日（18:00~20:00）
弁護士による、北海道エリアを対象とした電話相談です。

札幌弁護士会 雇用トラブル相談センター

☎011-251-7730 **相談料無料**

労働事件・労働問題の労働者側を対象とした常設の無料面接相談です。

■相 談 日／毎週月・水・金曜19:00～20:00、毎週火・木曜14:30～15:30
毎週土曜11:00～12:00 （1相談30分）

■相談場所／札幌弁護士会法律相談センター
（札幌市北1条西10丁目札幌弁護士会館内）

■受付方法／電話による予約制

道労連「労働相談ホットライン」

☎0120-378-060（月～金曜／10:00～18:00）

●メールアドレス soudan@dororen.gr.jp

リストラ、解雇、賃金、労働条件など…、職場のトラブルを解決します。
労働組合作りのお手伝いもします。

札幌地域労組

☎011-756-7790 Fax.011-756-7792

●メールアドレス sgu@s-union.gr.jp

解雇、給料未払い、退職要求、嫌がらせ、労働組合作り、その他の悩みについて、
パート・臨職・嘱託・契約社員など正職員ではない方々もご相談ください。

連合北海道「労働相談」

☎0120-154-052

最寄りの地域の「れんごう」につながります。

●メールアドレス soudan@rengo-hokkaido.gr.jp

職場の問題、雇用に関して、条件や環境問題、どんな事でもご相談ください。

札幌学生ユニオン

●相談先 sapporo.gakusei.union@gmail.com

札幌学生ユニオンは、札幌近郊の学生のための労働組合です。
残業代が払われない、などの悩みを一緒に解決しましょう。

北海道ウイメンズ・ユニオン ☎011-221-2180

●ホームページアドレス http://www.ne.jp/asahi/sapporo/space-on/

詳しくは36P

借金返済についての適切なアドバイスやサポート

多重債務の解決相談

たとえば、生活困窮のために借りたお金の金利がとても高く、返済のためにさらにお金を借りることを繰り返している…。
その借金は本当に返さなくたはならないものなのでしょうか?
何年も前のことなら、時効で払わなくてもよい場合があります。返し続けた期間が長ければ、過払いと言って、逆にお金を返してもらえることもあります。
払わなくてはならない借金が残ったとしても、払えるなら分割で支払い、日常生活が立ち行かないときなら、自己破産の手続が可能です。

◎借金について法律の専門家に相談することができます。

面談にて相談することができます。料金は無料です。
面談希望の場合は予約が必要です。

札幌弁護士会法律相談センター
☎011-251-7730

札幌司法書士会法律相談センター
☎011-272-9035

多重債務や契約等のトラブルなどの解決への入口に。

法テラス札幌　☎050-3383-5555

■受付／平日9:00~17:00(土日・祝日及び年末年始を除く)

法テラス札幌では、面談や電話により、お問い合わせの内容に応じた法制度や手続き、関係機関の相談窓口をご案内します。また、弁護士・司法書士による法律相談が必要な方が、経済的にお困りの場合には、法テラスの民事法律扶助による無料法律相談をご案内します。

どんなひとの、どんな悩みにも、一緒に解決する方法を探します

よりそいホットライン

『よりそいホットライン』では社会的に排除されがちな人（生活困窮者、外国人、セクシュアルマイノリティ、DV・性暴力被害者、障がい者、ホームレス、多重債務者、ひとり親世帯など）へ、専門員による相談を電話で受け付けています。全国どこからでも、24時間対応。ひとりで抱えている苦しみを話すことで、一緒に解決の方法を探してゆきましょう。

24時間 通話料無料

0120-279-338（つなぐ ささえる）

●携帯電話（PHS）、公衆電話からもつながります。

音声ガイダンスが流れます。
相談したいことを選んでください。

1 生活や暮らしに関する相談

2 外国語による相談（Helpline for Foreigners）
English, Chinese, Korean, Tagalog, Thai, Spanish, Portuguese

3 性暴力、ドメスティックバイオレンスなど女性の相談
月、水、土22時～翌朝10時は10代、20代の女性のための相談員がお待ちしています。

4 性別や同性愛に関わるご相談

5 死にたいほどのつらい気持ちを聞いて欲しい

8 被災者の方で困っている方

◎通話による聞き取りが難しい方はFAXでのご相談にも応じています。

Fax.03-3868-3811

FAXでのご相談は回答にお時間をいただく場合があります。ご相談内容に相談者本人のお名前と連絡先、お住まいの地域をご記入ください。

一般社団法人 社会的包摂サポートセンター http://279338.jp/

DPI北海道ブロック会議

☎011-842-9337（月～金曜日／10:00～17:00）

〒062-0008　札幌市豊平区美園8条1丁目3-23 コーポリボンハウス

●メールアドレス　info.hokkaido@dpi-japan.org

●ホームページ　http://www.dpi-japan.org/hokkaido/

身体、知的、精神など、障害の種別を超えて自らの声をもって活動する 障害当事者団体です。障害種別の壁を越えて、自分たち自身の意思･決定に基づいて生きていくことができる社会を解決していけるように多くの障害当事者と連帯し、すべての人々が尊重される社会の実現を目標にしています。

子育ての悩みにサポートが必要な場合

児童虐待に関わる相談窓口

子育ては思い通りにいかないことの連続です。多くの不安や悩みを抱えているお父さん･お母さん（保護者の方）、また、子育てに悩んでいるご家庭を気にされている市民の方。一人で抱え込まずに、その「思い」を相談してみませんか。

子ども安心ホットライン（子ども虐待相談）

札幌市児童相談所

☎011-622-0010（365日／24時間）

児童相談所／札幌市児童相談所

☎011-622-8630（月～金曜日／8:45～17:15）

区役所健康・子ども課（月～金曜日／8:45～17:15）

◎各区役所健康･子ども課は子育て支援係にお問い合わせください。各区役所代表電話番号は 40P

児童相談所全国共通ダイヤル

虐待かもと思ったら189（いちはやく）番へ

189番にかけると
お近くの児童相談所につながります。

※一部のIP電話はつながりません。　※通話料がかかります。

いち　はや　く

189

こんなときはすぐ「☎189」にお電話ください。

お近くの児童相談所➡専門家が対応します。

主な相談関係機関

少年相談１１０番（北海道警察）
☎0120-677-110（月～金曜日／8:45～17:30）

興正こども家庭支援センター（興正学園）
☎011-765-1000 24時間対応

羊ケ丘児童家庭支援センター（羊ケ丘養護園）
☎011-854-2415 24時間対応

札幌南こども家庭支援センター（札幌育児園）
☎011-591-2200 24時間対応

札幌乳児院児童家庭支援センター（札幌乳児院）
☎011-879-6264 24時間対応

介護の問題をサポート、支援します

高齢者虐待相談（札幌市社会福祉協議会）

☎011-614-2002 Fax.011-613-5486

札幌市中央区大通西19丁目-1　札幌市社会福祉総合センター2階

虐待かどうかの判断は、とても難しいもの。

「これは虐待ではないかしら?」と思ったらまずはご相談ください。

介護は24時間体制の重労働です。

一人で背負わず、さまざまな制度やサービスを利用しましょう。

■実施日／月～金曜日

（土・日曜、祝日、12/29～1/3はお休みです）

■時　間／9:00～17:00

お年寄りと家族の悩みごと相談

北海道高齢者総合相談・虐待防止センター

☎011-251-2525

札幌市中央区北2条西7丁目　かでる2.7　2階　社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

一般相談
◎暮らしのよろず相談［電話・来所相談］
月曜～金曜（9:00～17:00）

専門相談
◎医療の相談（医師）［電話相談］
第3水曜日（13:00～16:00）
認知症や高齢者の病気に関する相談

◎法律の相談（弁護士）［電話・来所相談］
第1～第3月曜日（13:00～16:00）
金銭貸借、悪質商法、遺産相続などの法律に関する相談

虐待相談
◎高齢者虐待防止のための相談（相談無料）
月曜～金曜（9:00～17:00）

障がい者虐待相談

障がいのある方への虐待の相談に、電話や面談で応じる相談窓口を設置しています。障がいのある方への虐待を発見したり、疑わしいと感じられた場合には、すぐに下記の相談窓口に相談・通報してください。

■受　付／毎週月曜～金曜（年末・年始、祝祭日は除く）
■時　間／9:00～19:00

☎011-632-7021　Fax.011-613-5486

■所在地／札幌市中央区大通西19丁目1-1
　　札幌市社会福祉総合センター2階
■アクセス／◎地下鉄東西線「西18丁目駅」下車（出口1番）
　　◎JRバス又は中央バス「北1条西20丁目」バス停
　　下車　徒歩3分
　　◎JRバス「長生園前」バス停下車　徒歩1分

夜間・休日の緊急連絡先

☎080-5723-0200

■受　付／月曜～金曜（19:00～翌日9:00）
　　土・日曜日、年末・年始、祝祭日（終日）

※身体・生命の安全に危険がある場合には、
　110番または119番に通報してください。

家庭、仕事、さまざまな悩み解決のサポート

札幌市男女共同参画センター

札幌市北区北8条西3丁目 札幌エルプラザ内　☎011-728-1222

女性のための相談窓口は、女性が抱える問題を解決することを目的に実施しています。女性の置かれた状況や、女性が負わされている性別役割などに理解をもった相談員が対応しますので、安心してご相談してください。

女性のための総合相談　☎011-728-1225

■相　談　日／月、木、土曜（10:00~12:00）
　　火曜（15:00~17:00 ）※第2火曜のみ　18:00~20:00
■相談方法／面接または電話
■相談内容／家族のこと、夫婦のこと、生活設計、教育・育児、介護、
　　生き方・生きがい、恋愛、対人関係、等
■相　談　員／カウンセラー

女性のための仕事の悩み相談　☎011-728-1227

■相　談　日／水曜（18:00~20:00）　金曜（15:00~17:00）
■相談方法／面接または電話
■相談内容／職場における対人関係、働き方やライフスタイル、労働条件・賃金・解雇
　　キャリア・能力開発、セクシュアル・ハラスメント、仕事と家庭の両立等
■相　談　員／産業カウンセラー

女性のための法律相談　予約専用　☎011-728-1255

■相　談　日／第3金曜（13:00~15:00）　第1・第4金曜（18:00~20:00）
■相談方法／面接のみ予約制（お一人／30分）
■相談内容／離婚（親権・養育費・慰謝料等）、相続、等法律的な問題について
■相　談　員／弁護士

男性のための悩み相談　☎011-728-1331

■相　談　日／水曜（18:00~20:00）　土曜（13:00~15:00）
■相談方法／電話のみ
■相談内容／男性であるがゆえに抱えてしまう悩みについて（仕事、家庭、人間関係など）
■相　談　員／臨床心理士（男性）　水曜、産業カウンセラー　土曜

女性が受けている暴力被害のサポート

DV等の女性の被害の相談

北海道立女性相談援助センター（配偶者暴力相談支援センター）

女性相談専用ダイヤル ☎011-666-9955

■電話相談／毎日　9:00～17:00（土・日・祝日を含む）
　月～金　17:30～20:00（祝日を除く）
　※12月29日～1月3日はお休みします。
■来所相談／平日（月～金）9:00～17:00（祝日及び年末年始を除く）
　★女性相談専用ダイヤルにて事前予約をお願いします。
■法律相談／実施日・第1、第3木曜日の月2回（原則）
　弁護士が来所相談、電話相談に対応します。
　★女性相談専用ダイヤルにて事前予約をお願いします。
◎いずれの相談も無料で、秘密は厳守します。
※FAX、電子メールによるご相談は受け付けておりませんのでご了承ください。

札幌市配偶者暴力相談センター（札幌市の配偶者暴力相談支援センター）

☎011-728-1234　Fax.011-738-1231

■相談日時／月～金（祝日を除く）8:45～20:00、土・日・祝日 11:00～17:00
◎相談は無料です。また、面接相談は予約制です。

NPO法人 女のスペース・おん　☎011-219-7011

■相談日／月～金　10:00～17:00　■相談料／面談のみ、1回・4000円
ドメスティックバイオレンス、離婚、児童虐待、家庭・学校・地域での性暴力被害、レイプ、デートDV、ストーカー被害などの相談を受け付けています。

北海道ウイメンズ・ユニオン　☎011-221-2180

■相談日／月～金 10:00～17:00（面談のみ）
■ユニオン加入費／4000円　■組合費（月額）／1000円
セクハラ、パワハラ、不当解雇、賃金不払い、退職強要、雇い止め、不当配転、昇格差別などの相談を受け付けています。

女のスペース・おん&北海道ウイメンズ・ユニオンホームページ
http://www.ne.jp/asahi/sapporo/space-on/

ひとりで子育て中の方々の心強いネットワーク

しんぐるまざあず・ふぉーらむ北海道

☎080-3291-3059（平日10:00～19:00）

●メールアドレス　hitorioya@hotmail.co.jp

●ブログ　http://kokoropg.cocolog-nifty.com/hitorioya/

シングルマザーが、子どもと共に生きやすい暮らしが出来るよう、当事者同士が相互扶助・情報交換等、支え合いの活動をするグループです。

主な活動

シングルマザー応援セミナー・聴きあう会・こどもの学習支援

◎使える支援制度の紹介や教育費、子育てについてのセミナー開催
◎当事者が集まり、安心できる場所で不安や悩みを共有し情報交換をします。
◎学習支援のNPO法人kacotam（カコタム）のスッタフが、勉強以外でも気軽に相談できる居場所を提供します。

ひとり親世帯が使える公的支援制度

〈児童扶養手当〉

ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全育成のための手当を支給する制度です。18歳になった後の最初の3月31日までの児童が対象（一定の障がいがある場合は20歳未満）申請した翌月分から受給資格が得られ、毎年4月、8月、12月に指定した口座に振込まれます。
児童1人の場合、満額支給で42,000円　一部支給41,990～9,910円　2人目5,000円
3人目以降3,000円（児童3人の場合、満額で50,000円）所得制限あり。※H27年4月現在

〈高等職業訓練促進給付金〉

母子・父子家庭の親が、国家資格取得のために2年以上養成機関で修業する場合、対象の世帯には月額10万円（課税世帯は70,500円）の訓練促進費が支給されます。（上限2年）

〈母子父子福祉貸付金〉

母子・父子家庭の経済的自立を支援するため、修学資金など12種類の資金を貸付する制度です。

〈母子生活支援施設（母子寮）〉

18歳未満の児童を扶養している母子世帯で、生活・住宅・就職などが困難な場合にその母子を保護し、自立に向けた支援をします。独立した居室で家事・育児をしながら、職場や終業訓練等に通えます。

◎ご相談は各区役所の健康・こども課へ　41P

困窮する女性・母子のための一時保護シェルター

女性サポート　Asyl(あじーる)

☎011-299-5579
FAX.011-299-8112

●メールアドレス　asyl-chan@kf6.so-net.ne.jp

女性サポートAsyl(あじーる)は、さまざまな事情で経済的･精神的に困窮する女性の相談を受け付け、解決までの長い道のりを共に歩む団体です。
一人で解決できない悩みがあれば、どんな些細なことでもご相談ください。

父子家庭専門相談窓口

札幌市ひとり親家庭支援センター

電話相談のほか、面接相談（要事前予約）に応じます。

☎011-632-7132

札幌市中央区大通西 19 丁目 札幌市社会福祉総合センター内

■相談日／火、木曜日（12:00～19:00） 土曜日（10:00～17:00）※年末年始を除きます。
■相談内容／◎一般生活相談　◎就業相談

父子福祉資金制度

父子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的に、必要に応じた資金の貸付を行います。
貸付制度ですので返済していただく必要があります。

■対象者
・配偶者のない男子で現に児童（20歳未満）を扶養している方
・その男子に扶養されている児童（児童の修学のための資金に限る）

■手続き
父子家庭専門相談窓口（ひとり親家庭支援センター）※事前にご相談ください。
要件等を確認したうえで、各申請窓口（各区健康・子ども課）へとご案内いたします。
詳しくはお問い合せください。

奨学金の返済についてのサポート

奨学金の相談「インクル」

奨学金の督促・訴訟や返済、学費負担で悩みを抱えている方の相談にのります。

☎011-206-0768

〒060-0042
札幌市中央区大通西14丁目1番地13 北日本南大通ビル3階
西博和 法律事務所内　インクル

●受付／月曜～金曜　9時～17時　　●担当／代表　弁護士　西博和

問合せ先ガイド

ハローワーク一覧

ハローワーク札幌　中央区南10条西14丁目　☎011-562-0101
●アクセス→ 市電「西線11条」停、地下鉄東西線「西11丁目」駅

ハローワーク札幌東　豊平区月寒東1条3丁目2-10　☎011-853-0101
●アクセス→ 地下鉄東豊線「月寒中央」駅

ハローワーク札幌北　東区北16条東4丁目　☎011-743-8609
●アクセス→ 地下鉄東豊線「北13条東」駅

マザーズハローワーク札幌
中央区北4条西5丁目 三井生命札幌共同ビル5F　☎011-233-0301

札幌わかものハローワーク
中央区北4条西5丁目 三井生命札幌共同ビル7F　☎011-233-0202

この他にもサテライトスポットなどの施設がありますので、ハローワークにお問い合せください。
●ホームページ　http://www.hellowork-sapporo.go.jp/

札幌市区役所一覧

◎福祉事務所、保険年金課へはこちらへお問い合せください。

中央区役所	中央区南3条西11丁目　☎011-231-2400（代表）
北区役所	北区北24条西6丁目　☎011-757-2400（代表）
東区役所	東区北11条東7丁目　☎011-741-2400（代表）
白石区役所	白石区本郷通3丁目北　☎011-861-2400（代表）
厚別区役所	厚別区厚別中央1-5　☎011-895-2400（代表）
豊平区役所	豊平区平岸6条10丁目　☎011-822-2400（代表）
清田区役所	清田区平岡1条1丁目　☎011-889-2400（代表）
南区役所	南区真駒内幸町2丁目　☎011-582-2400（代表）
西区役所	西区琴似2条7丁目　☎011-641-2400（代表）
手稲区役所	手稲区前田1条11丁目　☎011-681-2400（代表）

問合せ先ガイド

各区社会福祉協議会一覧

◎各ご相談はこちらへお問い合せください。

札幌市社会福祉協議会　☎011-614-0169
〒060-0042　札幌市中央区大通西19丁目1番1号　札幌市社会福祉総合センター内

中央区社会福祉協議会	☎011-281-6113
北区社会福祉協議会	☎011-757-2482
東区社会福祉協議会	☎011-741-6440
白石区社会福祉協議会	☎011-861-3700
厚別区社会福祉協議会	☎011-895-2483
豊平区社会福祉協議会	☎011-815-2940
清田区社会福祉協議会	☎011-889-2491
南区社会福祉協議会	☎011-582-2415
西区社会福祉協議会	☎011-641-6996
手稲区社会福祉協議会	☎011-681-2644

年金相談一覧

◎国民年金、障害年金のご相談はこちらへお問い合せください。

〈年金の電話相談〉ねんきんダイヤル　☎0570-05-1165

街角の年金相談センター 札幌駅前　☎011-221-2250 〒060-0003 札幌市中央区北3条西3-1-47 ヒューリック札幌NORTH33ビル3階	
札幌北年金事務所　〈お客様相談室〉	☎011-717-4133
札幌東年金事務所　〈お客様相談室〉	☎011-831-0735
札幌西年金事務所　〈お客様相談室〉	☎011-241-7284
新札幌年金事務所　〈お客様相談室〉	☎011-892-9313

明日につなげる、その一歩のために

この冊子を手にしたあなたは、どんなことに苦しんでいますか?
仕事を失った。住まいを失った。
違法な環境で働かされているのに抗議ができない。
パワハラ、セクハラにあっても生活のためにがまんして働いている。
お金に困り、借金を重ねてしまった。
あなたが抱えている問題は複雑過ぎて解決が難しいのかも知れません。
ここで紹介する支援は、ボランティアの人たちの小さな応援から、
行政による手続きが必要なことまでさまざまです。
いくつかの支援をつなげて、少しずつでも解決してゆく方法が
見つかるかも知れません。
大切なのは、自分で一歩踏み出す勇気。
その一歩は「困っています」「助けてください」と
声をあげることでも大丈夫。
この小さな冊子が、あなたの明日への一歩に
つながる手がかりとなりますように。

◎このガイドは、2015年12月現在、札幌市内で実施されている支援内容・情報を中心に掲載しています。

北海道の「貧困問題」をなくしてゆくこと目指しています。
反貧困ネット北海道に力を貸してください!

寄付金ご協力のお願い

郵便振替／口座番号　02760-9-79563
銀行振込（ゆうちょ銀行）／二七九店　当座　0079563
加入者名／反貧困ネット北海道

反貧困ネット北海道は、「貧困問題」を
「私たち自身が暮らす社会の、私たち自身の問題」として
知り、学び、ささやかなことでも行動するきっかけとなるよう、
シンポジウムの開催・学習会・相談会などの活動を行っています。

サポート会員・賛助会員募集中。詳しくはお問合せを。

サポート会員／年会費1口1000円を1口以上
賛助会員／年会費1口を5口（5000円）以上（団体会員可）
http://www015.upp.so-net.ne.jp/hanhinkondo/

反貧困ネット北海道　事務局
〒064-0808 札幌市中央区南8条西2丁目
市民活動プラザ星園 305号室
Tel/Fax. 011（533）3778
Email:hanhinkondo@yahoo.co.jp

生活支援ガイド　IPPO（一歩）
2015-2016　冬　札幌版

発行年月日　2015年12月16日
編集・発行　反貧困ネット北海道

赤い羽根共同募金

このガイドの制作費は、「赤い羽根共同募金助成事業」により、
助成をいただきました。ご協力ありがとうございました。